

雄武町低所得者支援給付金(非課税世帯分)申請書(請求書)

支給市区町村
雄武町長 様

受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号 ()

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月1日時点で雄武町外でお住まいの方は、令和6年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する住民税課税(非課税)証明書を添付してください。(該当者全員) ※住民税課税(非課税)証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	生年月日	支給対象となる児童に○	現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合、令和6年1月1日時点の住所を記載	令和6年度住民税課税状況
1	(申請者)	本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割課税 ☐ 未申告 ☐ 所得割課税
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割課税 ☐ 未申告 ☐ 所得割課税
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割課税 ☐ 未申告 ☐ 所得割課税
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割課税 ☐ 未申告 ☐ 所得割課税
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割課税 ☐ 未申告 ☐ 所得割課税

3 振込口座(原則、1の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、雄武町地域福祉課社会福祉係(TEL:0158-84-2023)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【代理確認・受給を行う場合】下欄に記載し、代理人確認書類の写しを添付してください。

代 理 人	フリガナ	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
				電話番号 ()	

上記の者を代理人と認め、
低所得者支援給付金の

確認・請求
受給
確認・請求及び受給

を委任します。
←法定代理の場合は、
委任方法の選択は不要です。

本人氏名	署名
------	----

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 以下の要件を全て満たすため、雄武町低所得者支援給付金(非課税世帯分)(以下「低所得者支援給付金(非課税世帯分)」という。)の支給対象となります。
- ①

ア 世帯の全員が、住民税均等割が課されているほかの親族等の扶養を受けていません。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用の届出によって、住民税均等割が課されていない者はいません。
- ②

世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③

既に低所得者支援給付金(非課税世帯分)又は他市町村の支給を受けた世帯ではありません。
- ④

低所得者支援給付金(非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、雄武町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥

この申請書は、雄武町において支給決定をした後は、低所得者支援給付金(非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦

雄武町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年3月28日までに、雄武町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、低所得者支援給付金(非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧

低所得者支援給付金(非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や低所得者支援給付金(非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、低所得者支援給付金(非課税世帯分)を返還します。

提出書類

- ☐

雄武町低所得者支援給付金(非課税世帯分)申請書(請求書)

※必要事項をご記入ください。
- ☐

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※マイナンバーカードなどの本人確認書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐

(「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)

令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税課税(非課税)証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

【誓約・同意事項】の内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名